二　（略）
三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十四に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

（総務課の所掌事務）

第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　局長の官印及び局印の保管に関すること。
四・五　（略）
六　地方環境局の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境局の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　（略）
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資源循環・災害廃棄物対策課の所掌事務）

第十条　資源循環・災害廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北環境局に限る。）。
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東環境局を除く。）。
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東環境局を除く。）。
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東環境局を除く。）。

二　（略）
三　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づく助言、資料の提供その他の協力及び同法第二十二条の十二に基づく情報提供、助言その他の援助に関すること。

（総務課の所掌事務）

第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　所長の官印及び所印の保管に関すること。
四・五　（略）
六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九～十九　（略）
二十　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。
十四　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十五　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十六　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東環境局を除く。）。
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東環境局を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東環境局を除く。）。
二十～三十七　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境局の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。
二　地方環境局の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。
三～二十三　（略）
二十四　地方環境局の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。

（統括環境保全企画官の職務）

第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（統括自然保護企画官の職務）

第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（国立公園調整官の職務）

第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境局の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び

十七　指定廃棄物の指定に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十八　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。
十九　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東地方環境事務所を除く。）。
二十～三十七　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事務の総括に関すること。
二　地方環境事務所の所掌事務に係る事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事務の総括に関すること。
三～二十三　（略）
二十四　地方環境事務所の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発に関する事務の総括に関すること。

（統括環境保全企画官の職務）

第十六条　統括環境保全企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（統括自然保護企画官の職務）

第十九条　統括自然保護企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（国立公園調整官の職務）

第二十条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画